

返礼品だけではない！

ふるさと納税

その裏側も知っていますか？

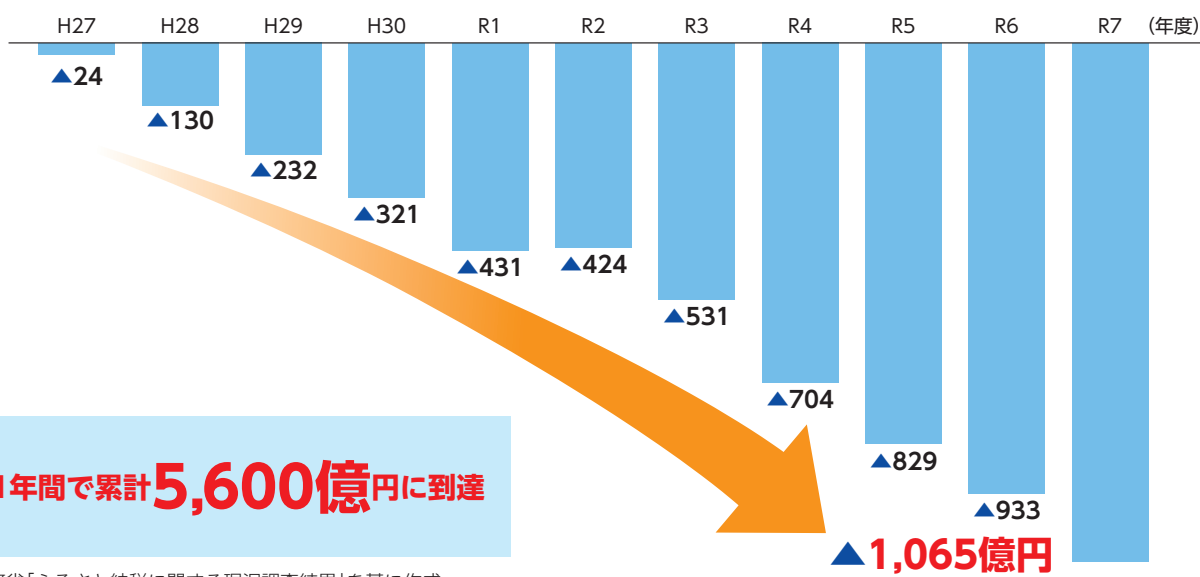
「ふるさと納税」
とは…？

生まれ育った故郷や応援したい地域を選び寄附することで、全国を元気にするために作られた制度です。この制度を利用すると、寄附額のうち2,000円を超える部分について、所得税や住民税から控除されます。また、ほとんどの自治体が、寄附に対する返礼品を用意しています。

しかし、その裏側ではふるさと納税によって、本来、住民のために使われるはずの財源(住民税)が、23区から毎年流出していることを知っていますか？

流出額は **約1,065億円** に達します！

ふるさと納税による流出額は年々拡大しており、令和7年度の流出額は23区全体で**約1,065億円**にのぼります。



※総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」を基に作成。

流出額1,065億円とは…？

下記は一例です。
その他の事例はこちら



人口**約20万人**の区が
1年間に使用する額



23区の人口(約988万人)
一人当たり**約1万円**



23区の高校生までの子
(約125万人)にかかる
医療費助成額**約2年分**



※人口は「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」、1年間に使用する額及び医療費助成額は「令和5年度特別区決算状況」を基に作成。

ふるさと納税制度の『落とし穴』

暮らしを支える財源が流出している

23区に住んでいる皆さんの暮らしや生活を支えるために使われるはずだった財源(住民税)が、ふるさと納税制度によって、他の自治体に流出してしまっています。



恩恵を受けているのはごく一部の自治体のみ

全国1,741自治体のうち、寄附受入額が上位10%の自治体で、全国寄附受入総額の60%を占めており、特産品の有無などにより、自治体間で受ける恩恵に大きな格差が生じています。

全国寄附
受入総額

上位 10%の
自治体
60%

その他の
自治体
40%

※総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」を基に作成。

自治体が使えるのは寄附金の50%程度に過ぎない

寄附金の約50%は、返礼品や広告費(サイト利用料)等の寄附を集めるための経費として使われてしまっており、寄附金の全額を住民サービスの向上に活用することはできません。

寄附金の
使われ方

自治体の
財源
50%

返礼品
30%

その他経費
(広告費等)
20%



このままでは住民サービスが危ない！

ふるさと納税制度は、表向きは個人にとって魅力的な制度かもしれませんが、その裏側では、「地域を応援する」という本来の趣旨が失われ、返礼品ありきの制度になっています。その結果、皆さんが暮らす自治体が本来得られるはずだった財源が減少するため、日々利用している住民サービスの低下につながってしまいます。

いま一度、ふるさと納税について
考えてみませんか？



23区の実情

特別区長会要望活動



制度の廃止を含めた抜本的な見直しについて、毎年総務省宛てに要望書を提出しています。また今後、問題意識を同じくする地方自治体と連携し、更に取り組んでいきます。

特別区の主張



ふるさと納税制度を含めた「不合理な税制改正に対する特別区の主張」を毎年作成しています。

発行：特別区長会

お問い合わせ先：特別区長会事務局調査第2課

03-5210-9758・9760

特別区長会 とは

東京23区長で構成する任意団体(会長 吉住 健一(新宿区長))。特別区に共通する課題についての連絡調整及び調査研究、特別区の自治の発展を図るために必要な施策の立案及び推進などの活動を行っています。